

[資料編]

資料 2-1 児童福祉司の配置基準（児童福祉法第 13 条第 2 項及び児童福祉法施行令第 3 条第 1 項）

・児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待相談に応じた件数、里親への委託状況等を総合的に勘案して以下基準を標準として都道府県が定める。

i 各児童相談所の管轄区域内の人口 3 万人に 1 人以上配置することを基本

+

ii 都道府県別の中央値付近 5 都道府県平均より虐待対応の発生率が高い場合には業務量に応じて上乘せ

+

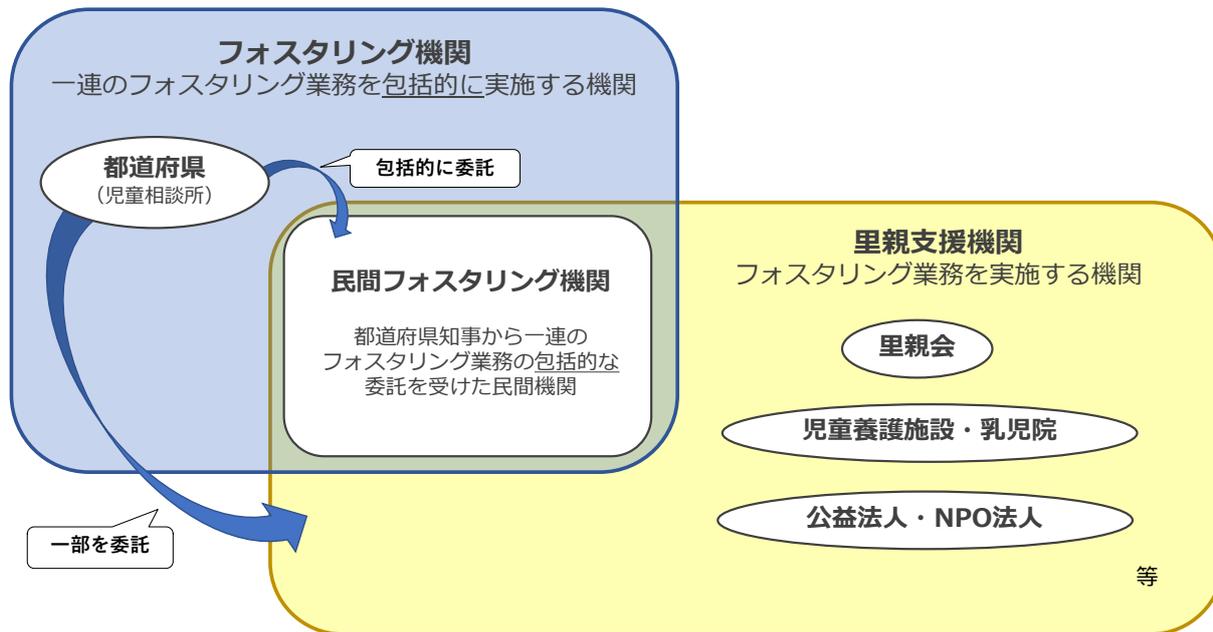
iii 里親に関する業務を行う者（里親養育支援児童福祉司）を児童相談所 1 か所につき 1 人配置

+

iv 市町村の相談体制の支援を行う者（市町村支援児童福祉司）を管内 30 市町村につき 1 人配置

(注) こども家庭庁の資料に基づき、当省が作成した。

資料2-2 「里親支援機関」「民間フォスタリング機関」等の関係図（イメージ図）



(注) こども家庭庁の資料に基づき、当省が作成した。

資料2-3 「「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について」（平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）＜抜粋＞

Ⅲ. フォスタリング機関と児童相談所

① フォスタリング機関の定義

○ このガイドラインにおいて、「フォスタリング機関」とは、一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関をいい、「民間フォスタリング機関」とは、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関をいう（※2）。

（※2）したがって、里親支援事業実施要綱に基づき、都道府県から「里親支援機関」の指定を受けた民間機関のうち、都道府県知事からフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関が「民間フォスタリング機関」として位置付けられることとなる。

○ フォスタリング業務の一部のみを民間機関に委託して実施する場合には、児童相談所がフォスタリング機関として位置付けられる。この場合においては、民間機関に委託して実施する業務を含め、児童相談所による一貫した責任体制の下に、フォスタリング業務を包括的に実施することが必要である。その際、児童福祉施設に配置されている里親支援専門相談員による支援においては、児童相談所の対応方針を踏まえ、十分な連携を図ることで、支援の一貫性や整合性が保たれるようにすることが重要である。

<県における取組事例>

県内の全児童養護施設、乳児院に里親支援専門相談員を配置。毎週1回、児童相談所に里親支援専門相談員が集まって、児童相談所の里親支援担当者と定例会議を持ち、里親家庭の訪問に関する役割分担を行ったり、養育状況や、支援の進捗状況について情報を共有している。

里親支援専門相談員は、それぞれブロック毎に担当地域を決めているが、情報共有を密に行うことで、その時々状況に応じた柔軟な役割分担や支援方針の共有を行うことが可能になり、児童相談所の里親支援担当者と里親支援専門相談員と一緒に家庭訪問を行ったり、他の施設の里親支援専門相談員と連携して支援を行うなど、児童相談所を中心に、関係機関が連携・協働して養育支援を提供する仕組みが構築されている。

② 地域の実情に応じたフォスタリング機関の整備

- 上記のとおり、フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所自らが、現行のフォスタリング業務の実施体制を強化し、フォスタリング機関となる場合（児童相談所の一貫した責任体制の下に、フォスタリング業務の一部を民間に委託する場合を含む。）が想定される。他方で、民間フォスタリング機関を活用することも想定される。
- 民間フォスタリング機関には、IV①に記載するメリットがあることから、各地域におけるNPO法人、児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親会その他のフォスタリング業務を行いうる民間機関の状況を踏まえ、民間フォスタリング機関への委託についても積極的に検討し、地域の実情に応じた最も効果的なフォスタリング業務の実施体制を選択する必要がある。なお、地域によっては、支援対象や地域を分けるなどして、児童相談所と民間フォスタリング機関を併用することも考えられる。
- 都道府県は、フォスタリング業務の民間機関への委託の可否を検討するに当たっては、地域における民間機関の現状のみをもって判断するのではなく、包括的にフォスタリング業務を担うことの可能な民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含め、検討する。
- 児童相談所をフォスタリング機関とする場合であっても、地域と一体となった里親養育支援体制を構築する観点から、フォスタリング業務を実施するに当たっては、児童福祉施設が有する、一時保護やレスパイト・ケア等の機能や親子関係調整、子どもの養育等に関するノウハウや、里親会が有する、相互交流によるスキルアップや里親の孤立防止の機能を積極的に活用するなど、民間機関との協働や連携を具体的に構築することが重要である。

- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関に委託して実施する場合は、事前に、児童相談所と民間フォスタリング機関との間で、業務の趣旨・目的、成果目標、役割分担などについて、十分な調整と共有を図ることが必要である。

その場合、フォスタリング業務の委託直後においては、例えば、児童相談所の職員が、民間フォスタリング機関の職員とともに面接や家庭訪問といったフォスタリング業務を実施するなど、OJTを実施して、民間フォスタリング機関職員のスキルアップを図ることが重要である。

- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関に委託して実施する場合、民間フォスタリング機関は、支援の効果的な実施の観点から、フォスタリング業務のうち養育里親に関する支援を中心に行うこととするが、養子縁組里親に対する支援については、地域の実情に応じ、必要に応じて実施するものとする。
- なお、民間フォスタリング機関が養子縁組里親に対する支援を実施しない場合においても、当該支援は児童相談所自ら実施する、又は民間養子縁組あっせん機関等に委託して実施するなど支援のすき間が生じないよう、都道府県が責任を持って支援体制を構築する。

③ 民間フォスタリング機関と児童相談所との関係

- フォスタリング業務を民間フォスタリング機関へ委託する場合であっても、フォスタリング業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負う。

このため、都道府県（児童相談所）においては、フォスタリング業務全体のマネジメントや危機管理について、責任を持って行う必要がある。また、里親登録及び里親委託措置は行政権限の行使であり、その判断の過程において、民間フォスタリング機関は関与するが、その最終判断はあくまで都道府県（児童相談所）が行う。

- こうした前提を、民間フォスタリング機関と児童相談所との間でしっかりと共有した上で、「質の高い里親養育の実現」というフォスタリング業務の目的を実現するため、民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築し、業務の役割分担や協働して担うべき業務について、地域の実情に応じて整理する。その際、以下の事項に留意が必要である。

- ・ フォスタリング業務に関する最終責任は児童相談所が負うものであり、児童相談所は、フォスタリング業務に対応する専任職員の配置やチームの設置などに努め、体制を整えること。
- ・ 民間フォスタリング機関と児童相談所は、双方の努力によって信頼関係を構築すべきであること。そのための十分な情報共有や定期的な協議の場が必要であること。
- ・ 民間フォスタリング機関は、日頃から里親との信頼関係の構築に努め、相談しやすい環境を作ることで、里親及び子どものニーズの把握に努め、里親の思いに寄り添っ

た適切なサポートとスーパービジョンを行うこと。

- ・ 里親の思いに寄り添う中で、民間フォスタリング機関は、里親の児童相談所に対する不満などの訴えを受け止める場面に少なからず直面することが想定される。民間フォスタリング機関は、そうした里親の思いを受け止めた上で、児童相談所と対立的な関係に陥ることのないよう留意し、子どもの権利を擁護する視点に立って、里親及び子どもの状況を客観的に把握、評価し、児童相談所との情報共有を徹底し、児童相談所と協働して問題解決に当たること。
- なお、フォスタリング業務は、平成28年改正により都道府県（児童相談所）の業務として法に具体的に位置付けられ、里親委託を推進するために、当該業務の実施体制の構築が求められているものである。したがって、基本的には、児童相談所には、これらに対応した体制強化が求められるものであり、当該業務の中心を民間フォスタリング機関に委託する場合であっても、児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意する。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-4 「里親支援センターの設置運営について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 181 号こども家庭庁支援局長通知）〈抜粋〉

5 業務内容

里親支援センターは、週 5 日間・平均 40 時間以上は開所を原則とし、以下に定める業務を全て実施する。

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

里親制度その他の児童の養育に必要な制度（以下「里親制度等」という。）の普及促進を行うとともに、里親になろうとする者の開拓を行うこと。

里親制度等の普及促進に当たっては、講演会及び説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

里親になろうとする者の開拓に当たっては、希望者の年齢層や希望する理由、里親制度等を知ったきっかけ等について十分把握し、里親になるためにはどのような取組が有用なのかを検討するとともに、里親等になることへの不安や負担感を軽減すること。

(2) 里親等研修・トレーニング業務

次の①から③を行うこと。

① 基礎研修、登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「養育里親研修制度の運営について」

(平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により定められたものとする。

イ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「専門里親研修制度の運営について」(平成 14 年 9 月 5 日雇児発第 0905003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により定められたものとする。

ウ 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「養子縁組里親研修制度の運営について」(平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 37 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により定められたものとする。

② 未委託里親等に対する研修・トレーニング

委託児童を養育していない里親など、都道府県知事が適当と認めた里親(以下「未委託里親等」という。)に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の(i)から(iii)について継続かつ反復して実施すること。

(i) 事例検討・ロールプレイ

(ii) 外部講師による講義の実施

(iii) 施設及び既にこどもが委託されている里親宅等における実習

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、研修・トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

ウ (i) の事例検討における事例の設定に当たっては、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託児童の特性等の未委託里親等の個々の状況を考慮すること。

③ その他、里親等並びに里親になろうとする者に対する研修・トレーニングに資する業務

(3) 里親等委託推進業務

次の①から④を行うこと。

① 里親等とのマッチング

ア 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切である判断されたこどもについて、そのこどもに最も望ましいと考えられる委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整又はその支援等を行うこと。

イ 委託候補里親等の選定にあたっては、「里親委託ガイドラインについて」(平成 23 年 3 月 30 日雇児発 0330 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、こどもの最善の利益が確保されるよう、こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと。

ウ 最も望ましい里親等への委託となるよう、児童相談所や児童養護施設等と連携しながら相性確認等を行い、こどもと里親等との交流や短期間の宿泊体験等を実施するよう努めること。

エ 上記のほか、里親等に対し、施設に入所しているこどもとの交流の機会を設けるなど、こどもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

②～③ (略)

(4) 里親等養育支援業務

次の①から⑤を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、里親等のみならず、その養育される児童（実子も含む。）も支援対象となるという観点からの支援を行うこと。

① 里親等への情報提供・訪問支援

ア 利用者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

イ 里親家庭等に定期的に訪問し、里子等の養育環境の把握や、利用者への支援等を行うこと。

② レスパイト・ケアの調整

ア 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及びその他都道府県等が適当と認めた施設（以下「実施施設等」という。）の間の調整を行うこと。

イ 里親等が円滑にレスパイト・ケアを利用できるよう、受入先となる実施施設等と予め里親等に関する情報を共有しておくこと。

ウ 里親支援センターのみならず、乳児院や児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員が、施設の機能や専門性を活かし、里親等や里子等並びに里親になろうとする者を支援することも効果的であることから、レスパイト・ケアの受け入れを通じて、里親等と里親支援専門相談員の信頼関係を築くよう努めること。

エ 実施に当たっては、「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について」（令和4年2月18日子発0218第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

③ 里親等による相互交流

ア 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供し、情報交換や養育技術の向上等を図ること。

イ 相互交流は定期的の実施するものとし、必要に応じて児童相談所の職員、児童

福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるとともに、未委託里親や里親になろうとする者が参加しやすい交流の実施に努めること。

④～⑤ (略)

(5) 里親等委託児童自立支援業務

委託中からこども、里親等、児童相談所、実親等本人の家族等と将来の目標を念頭に置いた話し合いを重ね、自立支援の方向性を検討し自立支援計画に基づき支援を行う必要があることから、里親等及び里親等へ委託されているこども並びに里親等への委託を解除されたこどもに対し、次の①から③を行うこと。

- ① 委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- ② 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等
- ③ その他、自立支援に資する業務

資料 3-(1) 「里親委託ガイドラインについて」(平成 23 年 3 月 30 日付け雇児発 0330 第 9 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) <抜粋>

3. 里親委託する子ども

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討するが、次のような場合は当面、施設入所措置により子どものケアや保護者対応を行いながら、家庭養護への移行を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きいなど、家庭環境では養育が困難となる課題があり、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合(法第 28 条措置を除く)
- ③ 里親に対し、不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 子どもと里親が不調になり、子どもの状態や不調に至った経過から、施設でのケアが必要と判断された場合
- ⑥ きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合(この場合については、あくまでも一時的なものとし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること。なお、「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも 3 年以内には移

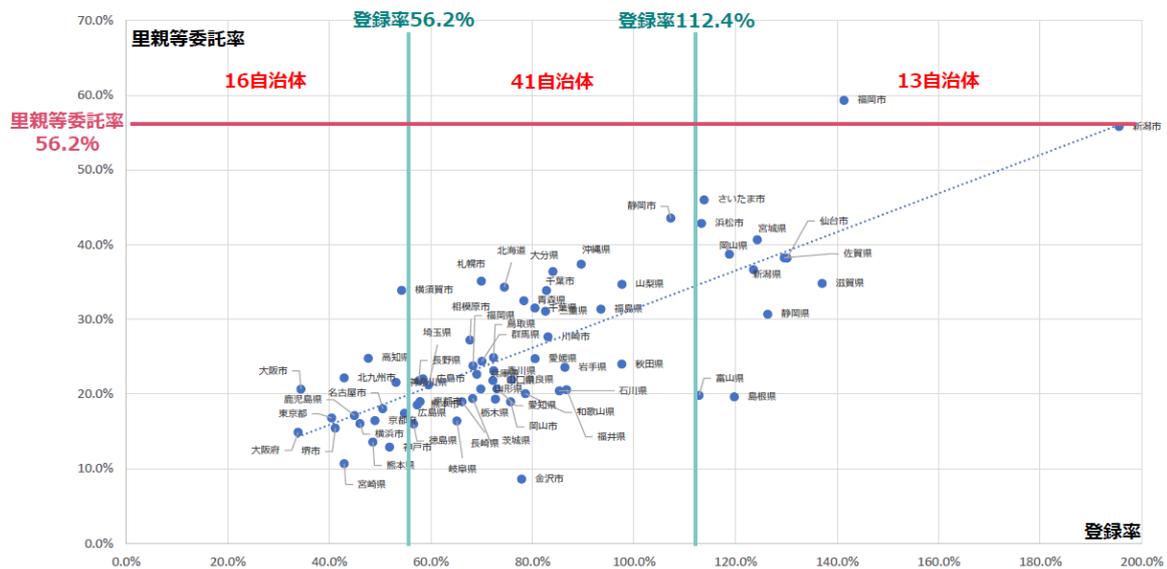
行すべきである。)

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-(2)-ア-1 「里親委託等の推進について」(こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会(第4回)資料) <抜粋>

<分析①> 里親等委託率と登録率との関係(令和3年度実績)

- 里親登録が進んでいる(登録率が高い)自治体ほど、里親等委託率が高い。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率(56.2%)を達成するため、必要な里親登録を確保(この場合に目標を達成するため必要な稼働率:100%)できている自治体は54自治体(77.1%)であり、その2倍の登録里親を確保(同:50%)できている自治体は13自治体(18.6%)である。



資料 3-(2)-ア-2 平成 29 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「里親家庭における養育実態と支援ニーズに関する調査研究事業」報告書(大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科 2018(平成 30)年 3 月) <抜粋>

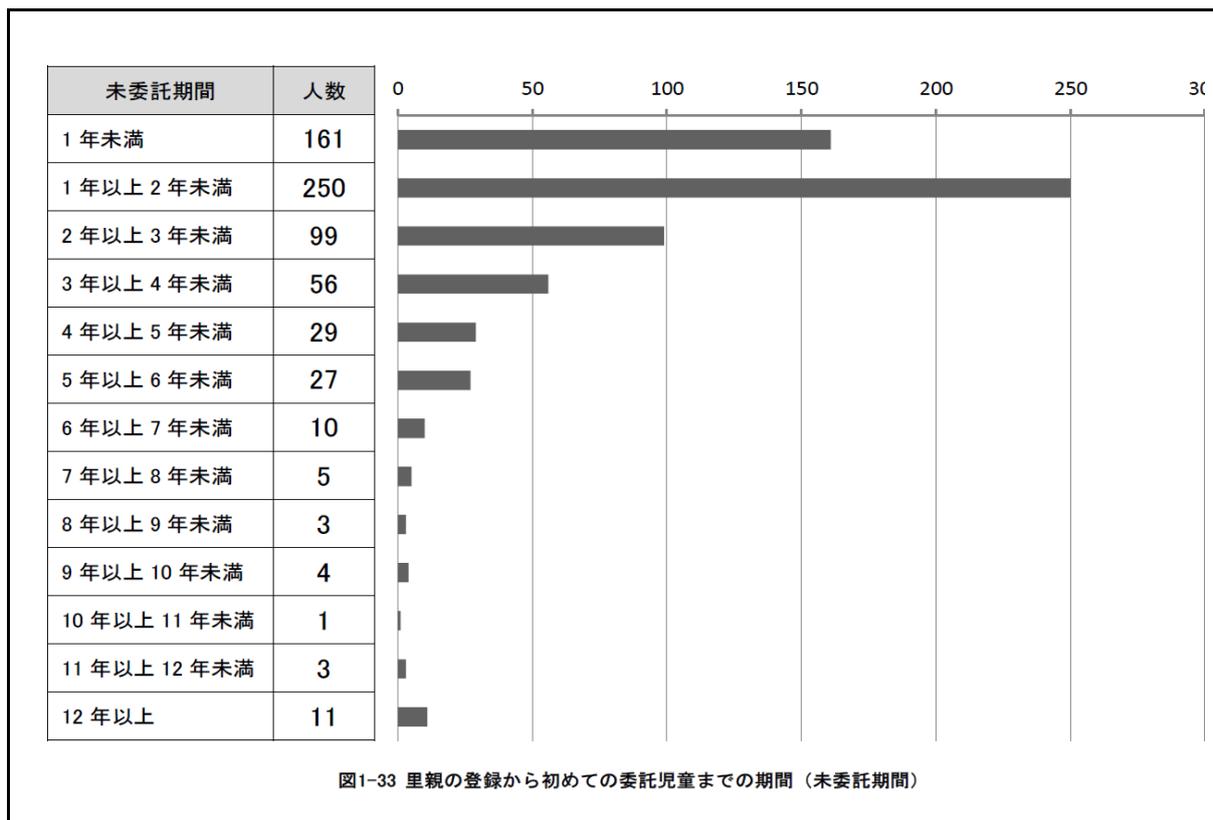
第 1 章 里親家庭における養育実態と支援ニーズに関するアンケート調査

3. 調査結果 1 : 里親家庭の状況・満足度

8) 未委託期間

(1) 里親の登録から初めての委託児童までの期間(未委託期間)

一番多かったのは1年以上2年未満の方で250人、次いで1年未満の161人、2年以上3年未満の99人であった。比較的早い時期に委託されていると言える。しかし、4年以上の方も多くあり、中には12年以上の方もいた(11人)。



資料 3-(2)-イ-1 「里親希望者が単身、共働き、LGBT 等である場合の取扱いについて」
 （令和元年 10 月 1 日付け子家発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）＜抜粋＞

1. 里親希望者が単身等である場合の里親登録又は認定の考え方について

里親登録又は認定については、運営通知等においてお示ししているように、例えば、養育里親であれば、要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること、経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）、都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること、禁錮以上の刑に処せられるなど欠格事由に該当していないことなどが要件とされています。

里親登録又は認定を希望する者が単身等であるか否かにかかわらず、里親の種類に応じた要件に沿って登録又は認定の可否が判断されるべきものですので、その徹底をお願いいたします。

2. 単身等である者を里親家庭として選定する場合の考え方について

里親家庭の選定（マッチング）については、ガイドラインでお示ししているように、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行うべきものです。

子どもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、この考え方に沿ってマッチングがされるべきものですので、その徹底をお願いいたします。

- (注) 1 単身等とは、「単身、共働き、LGBT等」を指す。
2 下線は当省が付した。

資料3-(2)-イ-2 「里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付け児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省児童家庭局家庭福祉課長、厚生省児童家庭局保育課長通知）＜抜粋＞

1 里親又はファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて

ア 取扱い

里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）の就労等により里親又はファミリーホームに委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親又はファミリーホームへの委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親又はファミリーホームに委託されていることが、保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び特定地域型保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）へ入所することを妨げないものとすること。

児童を既に就労等している里親又はファミリーホームに委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。

本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。

- (注) 下線は当省が付した。

資料3-(2)-イ-3 「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科初第651号、雇児発0910第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）〈抜粋〉

第2 子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等に係る事務

7 優先利用

(1) 趣旨

本制度施行前において、特に保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足している市町村においては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、独自に「調整指数」を定めるとともに、ひとり親家庭等の一定の要件に該当する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等に利用させる取扱い（以下「優先利用」という。）を行っている事例が見られた。

本制度の施行に伴い、市町村は、保育の必要性の認定を行うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う（利用調整）等とされた。

これらを踏まえ、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を適切に行うため、優先利用に関する基本的考え方を明らかにするものであること。

なお、本通知に定めるもののほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に関し必要な事項については、別途示すこととしていること。

(2) 優先利用に関する基本的考え方

ア 待機児童の発生状況に加え、事前の予測可能性や個別事案ごとへの対応の必要性等の観点を踏まえ、事案に応じて調整指数上の優先度を高めることにより、優先利用を可能とする仕組みを基本とすること。

その際、優先的な受入れが実際に行われるよう、地域における受入体制を確認し、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく提供体制の確保等を着実に実施していくことが必要となること。

イ 虐待又はDVのおそれがあること（規則第1条の5第8号）に該当する場合など、社会的養護が必要な場合には、より確実な手段である児童福祉法第24条第5項に基づく措置制度も併せて活用すること。

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

①～③ (略)

④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場
合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第
82号）に基づく配慮義務がある。また、家庭での養育が困難又は適当でない
児童についても、児童福祉法に基づき、必要な措置を講じる義務がある。

※ 社会的養護が必要な場合として、里親委託が行われている場合を含む。

⑤～⑨ (略)

(注) 下線は当省が付した。